

文化財多言語解説整備事業国庫補助要項

平成30年5月29日
文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化財多言語解説整備事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱（平成30年5月29日文化庁長官決定）に基づき、文化財多言語解説整備に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

特に要件を付さない。

3. 実施方法

- (1) 補助事業者（以下「事業者」という。）は、上記1. 趣旨に基づき、別に定める文化財多言語解説整備事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 事業者は、別に定める文化財多言語解説整備事業成果報告書を作成し、別に定める期限までに長官に提出する。
- (4) 事業者は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、訪日外国人旅行者数の増加及び訪日外国人旅行者の地域での満足度の向上に資する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説にかかるコンテンツ制作事業とする。

5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、国指定等文化財に関する先進的・高次元な技術を利用した多言語解説を行うためのコンテンツ制作にかかる次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
コンテンツ制作及び整備に必要な経費
- (2) その他の経費
事務経費

6. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/3を限度とする。

ただし、複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって、かつ、外国人旅行者の増加数及び満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合において、事業規模、補助事業者の財政状況、補助事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。この場合において、補助事業等の完了により事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、補助金の額から補助対象経費の1/3に相当する金額を控除した金額を、国に納付するものとする。

(別表)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
文化財多言語解説整備事業	主たる事業費	コンテンツ制作及び整備に必要な経費	事業費	報償費	会議出席謝金	現地踏査旅費，外部有識者等
				旅費	普通旅費 費用弁償	
				使用料及び借料	借料及び損料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費 手数料	
				委託費	コンテンツ制作 委託費 〇〇委託費	
				請負費	請負費	機器設置にかかる工事請負費等
				備品購入費	備品購入費	展示等機器
				原材料費	〇〇費	
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。
	その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ
				旅費	普通旅費 費用弁償	連絡旅費
				役務費	通信運搬費 振込手数料	振込手数料等
				委託費	〇〇委託費	
				需用費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る。